

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

関西労災職業病 6月号

(通巻74号)

関西労働者安全センター 1980.6.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 新価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 医療戦線の全国的結合めざし
「人民医療に学ぶ会」の飛躍的發展をからとろう! 1
- **シリーズ/ 反撃への地歩を (第2回)** 3
☆合化労連昭和電極労災職業病原告団
☆野村メッキ工業労働組合
☆全国せきずい損傷者連合会大阪府支部
- **第7回フィールド合宿への案内** 7
- **ニュースのうらがわ** 9
喜ぶべきか悲しむべきか健保「改正」案廃棄へ
- **前線から (ニュース)** 10
- **健診部だより** 16
- **夏期一時金カンパへの御協力をお願い** 17

● 5月の新聞記事から / 8 ● 誌代値上げのお知らせ、5月分会計報告 / 18

主張

医療戦線の全国的結合めざし 「人民医療に学ぶ会」の 飛躍的發展をかちとろう！

去る6月14・15の両日にわたり、

南大阪労働者診療所において「人民医療に学ぶ会」の第五回例会が開催された。同会は七六年に南大阪労働者診療所の設立をきっかけとして、主に戦前の無産者医療運動の経験に

学ぶという目的意識で開始されたが、当時の活動家から経験談を聞くことや、三里塚野戦病院における交流会の開催を行い、また七八年には「自分達の健康は自分達の力で守る全国集会」に参加するなどの形で先進的医療関係者の交流を進めてきた。

しかし、今回の例会はこれまでの経験交流から、医療戦線の今日的役割と展望を明確にしようという決意が参加者の間にみなぎっていたという点で、大いに注目すべきであると思われる。

階級的医療運動の

政策を確立しよう

これにはそれなりの根拠があると
思う。極めて大ざっぱに言えば、七
〇年代は日本資本主義がもはや安定
的には発展しえないことを明らかに
した時代であり、自民党のニューリ
ーダと目される人間が「(資本主義
体制を守るために) 今後は国民に
まんをしてもらう時代」と言うよう
に、労働者大衆の既得権はく奪を
含めた、独占資本の主導権による支
配体制の再編が八〇年代の具体的な
政治日程に上ってきているというこ
とである。従って資本主義体制の矛

盾はより激化し、階級と階級のぶつ
かりがより鮮明になる時期でもある。
医療運動においても、七〇年代を通
じて、反公害、反薬害、反医療被害
反労災職業病等々の様々な戦線にお
いて大衆闘争が發展してきた。

しかし、公害問題における公害基
金法制定、薬害におけるいわゆる薬
事二法とスモンの和解局面で被害者
運動が転機にさしかかっている状況
の中で、これらに参加してきた医療
戦線も今後の闘いの方向性を十分に
明確にできていない。それとは逆に
資本、権力の側は健保、労災保険等
の改悪にみられるように、労働者大
衆の既得権はく奪を軸に徐々にその
攻撃を強めているのが現状である。
八〇年代は、資本、権力が医療に
ついて明確に「資本主義擁護」と

いう方向を鮮明にし、その矛盾を労働者大衆に転嫁しようとする時代である。そして、これまで様々な運動に参加してきた医療従事者の間でこの現状認識は大まかに一致してきていると思われる。七六年、京大阪大労職研の医師グループは、その中間総括として「良心的にてなく、階級的な立場での運動への参加」を訴えたが、その意味ではその内容の具体化が求められているわけである。

労働闘争への取り組みを強め 全国に拠点診療所を！

安全センターはこれまで医療運動と密接不可分な位置で運動を進めてきたが、その立場から若干の問題提起をしたい。

「学ぶ会」の中で神奈川港町診療所の医師は、医療戦線の基本的任務として①労働者人民の健康に関する問題について共に解決していくこと②労働者階級の闘いにおける労働者

赤十字運動 という二つの問題を挙げられたが、基本的にこれに賛成である。この前提にたって提案する問題として、第一には、労災職業病闘争を当面の医療運動の全国的な結集軸とすることである。第二には、地域の拠点となる労働者の医療機関の設立の問題である。労災職業病は賃労働と資本の矛盾を極めてストレートに表現するものであり、労働者のこの健康破壊に対して闘うことは、医療戦線が階級的団結を進めるのに大いに役立つと確信するからであり、また、資本の生産性向上—一層の合理化強行、職場支配の強化という資本主義延命の生命線ともいえる基本戦略にとって、労職問題はいわばアキレスけんであり、労働者の闘いにとっても極めて戦略的な位置を占めているからである。

地域拠点となる労働者医療機関の設立は、これまでに大阪、兵庫、神奈川等において既に進められているが、もっともっと全国にこれを増やす必要がある。地域住民や労働者の生命と健康を守る闘いの拠点となる

ことはいうまでもないが、大学、研究所、その他病院にいる先進的医師医学生等が労働者大衆と直接結びついていく場を保障し、戦線を拡大していくためにも極めて重要な問題である。

今後の厳しい時代の中で、真に労働者人民の力の前進にこたえる医療運動について方針として打ちたてるには未だ民医連の評価等の歴史的総括、及び医療情勢についてのつっこんだ分析が必要であるが、現在我々が持っている力をフルに活用し、実力化することを忘れてはならない。医療戦線の階級的団結強化のために「人民医療に学ぶ会」の飛躍的発展を共にかちとろう。



反撃への地歩を!

その2

改悪労災保険法案を

完全に葬り去るために...

改悪法案を地獄でいく

会社側「控訴理由」

台化労連昭和電機極労災取業病原告団

じん肺、皮フ障害になやまされていた七名の被災者をもって原告団を組織し、昭和四九年十月に、会社の債務不履行によって生じた第一次損害賠償の請求を神戸地裁尼崎支部に訴えを起しました。

つづいて、第二次訴訟として、「肺ガン、食道ガン」の損害賠償請求を同年12月に同地裁に提訴いたしました。

オニ次(じん肺・皮フ障害)

裁判で勝利!

第一次裁判で勝利! これまで四十数回の法廷を経て、昭和五十年4月10日に勝利判決を迎えることができました。

判決の主な理由は、労働者の生命

と健康を害する恐れが生じている以上、その保全にはより高度の対策を必要とし、これを怠ったとして、会社の債務不履行を認めたのであります。

しかし、じん肺で廃人同様になりその病苦でなくなられた遺族に対し療養退職をもって時効とされたことは意外であります。

会社は、神戸地裁尼崎支部の判決に対し、①補償額が高い ②被災者には休業補償の給付あり ③被災者は原告団のみで極めて少数 などをもって、昭和五十四年11月に大阪高裁に控訴しました。

オニ次(肺ガン)

裁判結審へ!

昭和電極に働く労働者に、肺ガンなどの職業病が多いのは、職場で発生する粉じんや蒸気ミストなどのガン原物質が含まれていることや、職場での長時間ばく露によるものといえます。裁判にあっては、被災者の実態、職場の劣悪な環境バクロ、医学的な立証などを通して昭極資本を追い込んでいくところです。

昭極資本は、第一次裁判における控訴として大阪高裁への準備書面で「労災保険法に定める保険料を負担して同法上の義務と責任を果しておる会社は、同法により被災者に対する損害賠償責任を免責されておるのであり、それ故に被災者の本訴請求は理由がないのである」と述べています。

私達はこうした会社の態度をみる時、労災保険の改悪案が底流において資本側と連動していることを考えれば、今後とも改悪などを許さず被災者の権利を死守するために、小さな力ではありますがとりくんでいきます。

徳田氏シアン禍労災訴訟

に至る経過

——車イスで組合結成に参加——

野村鍍金工業労働組合

一九七五年六月十七日、徳田茂さん（当時五十才）は、青化銅メッキ作業中、青化銅メッキ浴のろ過器のバルブが破裂し、青化銅液を頭からかぶり、両眼に負傷しました。医者が「角膜めくらなあかん」といったほどの重傷でした。事故直後、会社が付添いさえつけてくれないため、一人で近所の眼科まで歩いていき、そこから阪大病院まで救急車で送られました。

会社では12級認定

組合結成後4級へ

一九七九年二月、会社が四年もたつて障害認定の手続きをし、十二級

との決定が通知されました。徳田さんは事故以後、左眼は全く見えず右眼もぼんやりしか見えない状態でしたので、あまりに低い認定に労基署に対して異議を申立てようと、当時の組合準備会の仲間で話しあいました。松浦診療所、阪南中央病院の協力をえて、三月から労基署交渉にとりくみました。四月労働組合を結成しました。徳田さんは、全身の神経マヒで休職中ながら、車イスで組合結成に参加しました。六月、障害等級四級の決定をかちとりました。秋から、会社に労災責任を認めさせ、補償を要求する闘いを開始しました。

「責任は全て会社にある。労災補償制度を設け、徳田さんに適用する」

との確認書にサインし、具体的に補償額を明示しなければならなくなった会社は、11月17日の回答期限であった団交から組合への攻撃を開始しました。

オニ組合はぬのけ ニニキを盾に

この三、会社は労務屋尾崎政市（人権とくらしを守る会）を導入しました。尾崎は「今後時間内の団交はしない」と発言しました。組合は四月からの確認書を示しながらこの発言について追及し、謝罪文を書かせ発言を撤回させました。労災補償については三〇〇万円との回答なので組合はこれを拒否しました。

会社―尾崎は同日、職制の人達に上部団体役員と会社外で会わせ、第二組合をつくらせました。19日、第二組合が結成されました。

私達が二組役員を追及すると「徳田さんのことであんな要求をするか

ら別組合をつくった」「あんたらのことええと思っとったけど、会社がつぶれると社長に言われては」と会社の労災闘争つぶしのキャンペーンによって、二組を結成したことを明らかにしました。

会社は事故当日付添いもせず、休業補償も行なわなければかりか、一時金さえ支払いませんでした。事故後会社を訪れた奥さんに「徳田さんは勝手にケガしたんやで」と門前払いをくわせました。私達はこうした会社の攻撃に反撃できなままに、多くの働く仲間を失ってきました。

この反省の上になつて、会社の二組結成の攻撃に屈せず、被災者の切捨てを絶対に許さないために、12月冬期一時金闘争でストライキを打ち抜き、裁判闘争の準備をしました。裁判費用も、職場、地域の仲間のカンパによって準備でき、この7月7日で四回目の法廷を迎えるところで

改悪法案を体現する

社長発言

労災保険法の改悪は「労災保険に加入しているのだから、それ以外の補償する義務はない」と主張した社長の発言と全く同じです。労災保険に会社が加入さえしていれば、労災事故はやりたい放題にする。これが権力―資本の攻撃だと思えます。

最後に、徳田さんの闘争を通してかちとった労災―安全問題についての協約上の成果をあげます。

- ① シアン、クロム、研マ局所排気装置の設置、修理
- ② 食堂、流し場の設置、フロ代補助月一五〇〇円
- ③ 特化則定期健診の全従業員への実施
- ④ 労災補償の全従業員への適用
イ、休業補償三日分、二割の上積補償

ロ、業務時間内有給での通院
ハ、事故発生時本人の希望する付
添いをつける

ニ、治療費会社全額負担

以上



大阪支部結成の

あいなつに代えて

大阪府せきぎらい損傷者連合会 大阪支部 湯川芳輝

私共、せき損者は、労災事故、交
通事故、その他の事故、病気等に
より、せき髄に何らかの障害が生
じて下半身マヒ、内臓に疾患が生
じ、ひどい状態の人では足だけ
ではなく、手にまでも障害が生
じている人が多数ございます。
長い闘病生活を続けて、今だに
入院中の者もございませう。ベ
ットに寝たきりで、外に出るこ
ともできぬ人もおります。退院
後、技術を身につけて元気に社
会復帰している仲間も多数ござ
います。そういって様々な状態
の仲間が集

り、悩み、苦しみ、励しあつて
まいりました。主に親ほくを主
とした会でありませう。今、現
在の医療や各行政の福祉等が
少しくはならず、日夜考へて
いる次第であります。

大阪府には、星ヶ丘親ほく会と
大阪労災支部との二つの支部
がございませう。去る4月6日、
大阪身障スポーツセンターにお
いて合併、発足致しました。組
織、内容、活動も充実し、ま
た事務円滑を計りたいと思
っております。支部会員数も約
二六

○名となり、事実上全国ベスト二位
に入る大きな支部ができました。
過去、二つの支部は共に活動致
して参りました。以後よろしく御
指導御便達の程、よろしく御願
い申し上げます。誌面をお借
り致しまして、合併発足のあ
いさつにかえさせていただきます。

昨年より現在に至るまでの活動内容

昭和五十四年

三月 大阪府知事選挙 立候補者
に対して公開質問 陳情

五月 奈良支部発足
関西ブロック会議 (兵庫県)

七月 滋賀県支部設立
京都府支部設立

九月 大阪府陳情

十月 全国支部長会議 (千葉県)

十一月 第九号機関誌「星ヶ丘」
を発行

昭和五十五年

一月 八十一年障害者年会議

三月 和歌山県支部発足

第7回フィールド合宿への案内

四月
大阪府支部として合併発足
労災保険法改悪に反対する
関西緊急連絡会議

五月
大阪市、大阪府陳情、請願
書提出(ガンリンの補助)
各市町村へのガンリン補助
陳情、請願
関西ブロック会議(和歌山
県)

六月
各市町村へのガンリン補助
陳情、請願
以上 現在に至る

これまで毎年夏期に六年にわたって行なわれてきたフィールド合宿は、学生(とりわけ医学生)を主体とした参加者が、争議中の労組を訪門し労働者と交流するというものであったが、その中では、労働者の闘いを発展させていく上で、どういう医療、科学技術が必要としているのかという点について討論すると同時に、いわゆる階級的団結をいかに創っていくのかという普遍的問題についても具体的な経験を通して話し合われた。また共に仕事に加わることで、作業現場の実態を少しでも身をもって体験することができた。更には、学生独自の闘いが労働者の闘いにつながるのかという問題も出されてきた。

今年、それらの経過をふまえ、労働運動との交流を欲している学生諸君の参加と、労組の協力を請い、下記の要領で行ないたいと思っております。学生諸君の参加を呼びかけます。

| | |
|---------|---|
| 期 間 | 7月23日～7月26日 |
| 集 合 場 所 | 南大阪労働者診療所 |
| 内 容 | 7月23日 午後三時 南大阪を中心とした労組 訪門・交流 講演会 |
| 参加費 | 期間中の交通費等を含め 五〇〇〇円程度 |

第6回南大阪労働フィールド合宿
報告集 — 労働者の闘いにまなぶ —
価 値 200円 〒140円 センターまで

5月の新聞記事から

5・1 神戸三宮で大型クレーンのアームが倒れ三時間付近で停電

一九六五年の新宿郵便局事件(不当労働行為)で全ティが東京高裁で逆転敗訴

5・3 関西各地で放射線照射ジャガイモが出まわっていることが明らかになる

5・4 カネミ油症患者の血中から原因物質と考えられるPCQを検出

5・6 ユーゴのチトー大統領死去

米の原発で三回にわたる放射能もれ事故

5・7 アセス法案提出自民党が断念

5・8 電気代家庭メーターの誤差で消費者が六〇億円も損をしていることが内部告発で判明

5・9 「健保改正案」国会継続審議決定

5・12 東大原子核研究所で操作ミスによる放射性同位元素の汚染事故

5・13 環境庁がセンソク性気官支炎認定の年令制限を撤回

5・15 浦和市で薬品工場が大爆発

5・20 環境庁センソク性気官支炎の認定要件について新通達

伊方原発でヒビ割れ事故

5・21 大阪の鉄工会社でリフトの下敷になり労働者が死亡

5・23 大阪西淀川で工場経営者らが建売住宅反対のデモ

5・24 三里塚闘争で東山さんの死因はガス弾との鑑定書がでる

5・26 日中で原子力協力体制を確立する方針を政府が決定

ピワ療法問題で裁判提訴

5・28 高浜、大飯原発で原発部品の異状を発見

六価クロム廃液をたれ流した摂津市の工場を検挙

大阪スモン訴訟控訴審の和解交渉で和解が成立

5・31 東海村再処理工場で作業中の二人が放射能汚染

神戸の甲子園浜の下水処理場問題で取消し訴訟が結審

ニュースの うらがひ

喜ぶべきか？ 悲しむべきか？ 健保「改正」案廃案へ

健康保険法改悪案は、政府原案が出されてから四転五転し、四党合意の修正案まで出されながら結局国会解散によって廃案となった。修正案の内容は、被保険者本人の外来診療について現行の十割から九割給付へ、入院時負担が一日二百円から千円となり、家族については現行の七割から八、九割給付、そして現在月収の八割の保険料を九・一％にまで上げられるようにすると言った。これは本人、家族の同率給付として将来の一〇〇％給付のための前進というわけで野党の合意となったのである。

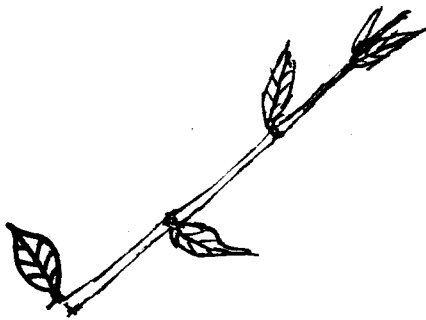
しかしこれでは、今まで一応十割給付であった本人の負担が導入されることによって、一つの歯止めが崩されることになる。そして、政府の

もくろんでいる老人医療費有料化など今までにかちとってきた労働者大衆の権利のはく奪への地ならしのよいうな役割をもつと言わねばならない。労災法改悪はいうまでもなく、この種の攻撃はますます強まっているのが今の情勢であり、私たちはこれを極度に警戒しなくてはならない。

ところが、先の国会で廃案へと追いつ込んだのが実質的には大衆の力ではなく医師会の力であったと言うから問題はヤヤコシイ。選挙ま近の自民党の参議院議員に「健保を通せば自民党支持を取りさげる」とおどしたことが廃案への原因で、社会党内閣不信任案提出も「や」とこぎつけた修正案をホゴにする自民党」に對して出されたわけである。共産党は反対してきたといいながら有効な

闘いを一つも組めることなく、運動的には医師会の後にくっついておこぼれをもらおうとしたのが現実であろう。

自民党の選挙圧勝により、健保はもとより全ゆる改悪法案が、これから期を見て出されようとしている。何よりもこれに對して、しっかりとした大衆的な闘いが必要とされているのが現情勢の教えるところである。



前線から

堺

松谷氏の脳卒中労災に 組合あげての運動が実る

●全金山合制作所支部●

本年1月12

日に当支部の組合員の松谷氏が作業中に脳出血の発作で倒れ、入院

治療の効なく

9日後の1月

21日に死亡した。

当初会社側は病死であるとして取扱い処置されようとしたが、作業中の事故であり組合で疑問をもち検討した結果、「労災」として申請する旨会社側に通告し、具体的なとりくみの体制に入った。

上部団体である全金大阪地本に問合せ、大阪亜鉛支

部の仲間が労災闘争の経験

と実績も豊富なことを知り、その支援と紹介で関西労働者安全センターの指導と協力の下に資料の作成に入った。

しかし、支部結成以来三十四年の歴史の中でも始めてのできごとであり、とまどいながらも安全センターの助言を得て、一つ一つ問題を検討し討論しあってとりくんでいった。まず一番に支部全員が自分自身のこととして考え、問題の本質を理解し協力を得るため

に阪大京大労職研の医師による講習会を開催し、この運動の徹底をはかった。ま

た、地域の他

支部の仲間達

にも闘いの協

力をお願いし、

全金の田井中

常任や堺地協

を通じて、お

りからの春闘

の闘いの中で

依頼し支援を

得ることができ

た。一方、組

合側の意見書

つくりも各医

師の理解をとり

つけ順調に進

み、2月22日

に堺労働基準

監督署に提出

することができ

た。その後、

監督署による

事業所調査、

職場の同僚・

上司の意見、

月中の判定が6月9日にな

って、恵上労災課長から「

公正に判断して業務上と認

定する」との通告を受けた。

今回の闘争を通じて痛切

に感じたことは、労働者個

人は弱くとも、皆が団結す

ればお互いの正当な利益や

権利を守れるということが

再確認されたことであった。

今後とも闘いの輪を地域か

ら更に大きく拡げ、住みよ

い働きがいのある社会体制

に向けて努力することを誓

って、今回の闘争を支援し

ていただいた各方面の皆さ

んに深く感謝の意を表した

いと幸いです。

共にガンバロー！



南大阪

いかに労働者の心筋硬塞死

不服審査で逆転労災

■全港湾大阪支部大阪港いかに分会■

6月中旬、大阪労災保険審査官は、全港湾大阪支部大阪港いかに分会の元組合員寺岡一一氏の心筋硬塞死について、あべの労基署が昨年5月に行った「業務外認定」を取り消す決定を下した。七八年8月の同氏の死亡以来、全港湾安全委員会を中心に、いかに労働者一丸となってとりくんできた認定闘争は、二年近く経ってようやく実を結んだのである。

認定闘争にとりくむにあたっての意見書作成、またその後の組合討論においていかに労働者には腰痛症が極めて多いことと、そして

心臓疾患、高血圧、卒中など循環器系の病気が多発していることが浮きほりになり、にもかかわらず、定期健康診断でさえ何年もやら

れていないというように労働者への健康管理が皆無に等しい状況が明らかにされてきた。

全港湾では寺岡氏の闘争に勝利するために、一定「認定基準」を考慮し、いかに労働自体の問題とあわせて、寺岡氏が死亡前に従事していた陸上作業（連合市）に重点をおいた主張を展開

してきた。

しかし、今回の認定闘争勝利を突破口として、「いかに労働者の脳卒中・心臓病を労災に」というとりくみが強まると共に、健康管理を労働者の手で進めていく方向が強まる事が予想される。

此花

婦人中心に「共同購入運動を開始」

此花労働者センター

此花労働者センターではかねてから取りくみを決めていた、共同購入運動への準備が進んでいる。

6月7日には婦人を中心として集りを持ち、食品や洗剤などの安全性の問題な

ど、生活に根ざした疑問をもとに話しがはずんだ。

スーパーでよく見る売らんがための不用で有害な工夫をこらした食品のこと、それを知らぬ間にあたりまえだと思ってしまう

こと、だからこそ、だれでも自分のこととして手軽にとりくめ、輪を拡げることができる共同購入の良さを確認し合った。

そして、牛乳や野菜等の共同購入を実際にする事から始め、此花の地域や職場で輪を拡げながら、食品公害など消費者運動について学んでいくという方向を決定した。

労働者針灸学習会

「ガスタート」

6月12日、全港湾関西地区の会議室において、第六期労働者針灸学習会がスタートした。おりからのダブル選挙闘争の真最中ということもあり、顧問である全港湾委員長の山本敬一氏や大阪支部安全委員長の登氏の顔が見られなかったが、参加者50名がほぼ全員出席し、活気のある「入学式」となった。

6月12日、全港湾関西地区の会議室において、第六期労働者針灸学習会がスタートした。おりからのダブル選挙闘争の真最中ということもあり、顧問である全港湾委員長の山本敬一氏や大阪支部安全委員長の登氏の顔が見られなかったが、参加者50名がほぼ全員出席し、活気のある「入学式」となった。

開会にあたって、全港湾大阪支部副委員長が「自分の利益のためでなく、職場の皆のために学習を！」とあいさつ、その後南大阪労働者診療所の松浦医師・佐藤針灸師・安全センターの

委員会は、昨年来、比花区西九条スポーツクラブと契約して行っている運動療法について、労災保険の適用を行うよう大阪西労基署と交渉を続けてきた。

大阪

運動療法で新通達 現状無視で 不当な制限

遅れたが内容をうすめるようなことはしない。今までに以上に厳しくやる。自分に千本の誤った針を打っても他人には一本の誤った針を打たないという精神はますます重要」とまとめた。

学習会は、今後10月30日まで5ヶ月間にわたって進められる。

通達は運動療法そのものについては一程度承認しながらも、その設備についての厚生省の医療施設としての認知等厳しい制限を設けたものとなっている。

運営委員会では、この通達は労災病院など労災被災者の利益とはもはや無縁になっっている大病院は別として、被災者擁護の立場で日夜ががんばっている医療機関には運動療法をさせないという不当なものであると反発しているが、新通達には理論的に矛盾している側面もあり、今後各労組、被災者団体などでのとりくみを深め、運動療法については是が非でも認めさせようと論議が進んでいる。

しかし、署の大阪局へのりん伺、更に本省への再りん伺と問題は極めて政治的なものへと発展してきている。その中で6月2日、労働省は運動療法についての基準局通達を発令した。新

南大阪

才五回人民医療に学ぶ会開催

労職闘争の重要性を確認

6月14・15日の両日にわたり、南大阪労働者診療所において「第五回人民医療に学ぶ会」が開催され、南は九州から東は東京まで、医師・医学生等約四〇名が参加した。

第四回までの論議が、戦前の無産者医療運動からいくつかの教訓をひきだすということが中心課題であったのに対して、今回からは戦後の民医連運動の批判的検討から、現在の医療戦線の階級闘争における役割を明らかにするということに重点がおかれた。

七〇年代に医療戦線は、反公害・薬害・医療被害・

精神医療・労災職業病と様々な領域において闘われてきた。しかし、反公害闘争における公害基金法の制定薬害における昨今のスモン

6月10日、阪南中央病院入院、通院中の労災被害者の交流会が開かれた。

阪南地域では、昨年3月に阪南労災被災者の会が結成され、様々な活動を地道にとりこんできたが、その

阪南

新組織発足に向け 準備活動進む 阪南労災被災者の会

訴訟の解決局面・薬事二法などを節目として、反公害薬害・医療被害の闘いが大きな転換期にあることからこれらに参加している医療戦線も、今後の運動の方向づけが難しくなっている。

この状況をふまえて、労働者階級と最も近い位置で闘いを続けている労災職業病戦線が、労働者診療所建

実積の上になつて、阪南中央病院で組織する「市民の会」との協力関係ができ、市民の会の労災部門として新組織を発足することが話しあわれてきた。

当日は、十人以上の被災

設等これまでの実績の上にて、全ての医療戦線に対して、闘いの方向づけを行っていく責任が大きいという確認が行なわれた。

また、人民医療に学ぶ会では、今後例会を年四回位に増やし、医療情勢の分析などを進めるとともに、機関誌発行を行うことを決めた。

者、家族が参加し、腰痛、むちうち、中毒、脳卒中の四疾病から一人づつ世話人を選出した。また、今後の会の進め方について遠慮のない意見が交された。事務局としては、阪南中央病院の職員の方々が担ってくれることに決まり、今日の討論をふまえて、世話人と市民の会事務局で今後の会の運営等についてにつめていくことにしている。

大阪

原茂内被曝労災訴訟 いよいよ大詰め

被告(原電)側が最終準備書面

6月18日、敦賀原子力発電所で被ばくした岩佐さんの第三〇回目の法廷が大阪地裁で開かれた。6月13日には第三回目の現場検証が行なわれ、七五年三月の提訴以来六年目にしてようやく終結に近づいている。

6月18日、敦賀原子力発電所で被ばくした岩佐さんの第三〇回目の法廷が大阪地裁で開かれた。6月13日には第三回目の現場検証が行なわれ、七五年三月の提訴以来六年目にしてようやく終結に近づいている。

当日、被告原電側より最終準備書面が提出された。今まで、安全管理のズサンさと資料ねつ造の実態を徹底的にバクロされたにも関わらず、建前の安全を主張し、主治医田代医師を中傷するような内容のものであった。

次回法廷には数多くの傍聴体制をつくりだそう！

次回法廷には数多くの傍聴体制をつくりだそう！

次回法廷
7月30日(水)午後一時〜
大阪地裁 七二一号法廷



関西

改悪労災法法案… 国会再上程阻止をアピール

労災保険法改悪に反対する関西緊急連

6月7日、労働組合、労災訴訟原告、被災者組織で構成している「労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議」は14団体18名が参加して総括討論を行った。

6月7日、労働組合、労災訴訟原告、被災者組織で構成している「労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議」は14団体18名が参加して総括討論を行った。

これまでの闘いについて5月19日付で改悪労災法は審議未了廃案となったが、突然の解散という偶然的要素だけに全てを集約することは誤りであり、廃案に追い込んだ基本的原動力は被災者の立ち上りであると総括した。

具体的には、民事損害賠償と労災保険の「調整」問題を中心にして、大衆宣伝のためのパンフレット作成を行うことを決定し、せき損連近、ブロック、斉藤病院被害者の会、大阪労金労組などから六名の編集スタッフが選ばれた。また、緊急連は当日付で声明(資料参照)を出し、闘いの継続を全国に呼びかけた。

しかし、政府―労働省はまだ法改悪をあきらめたわけではなく、早ければ次回会再上程ということもあり

しかし、政府―労働省はまだ法改悪をあきらめたわけではなく、早ければ次回会再上程ということもあり

次ページに資料

資料

声明

労災裁判権の圧殺をねらう

労災保険改悪法案を完全に葬り去ろう！

5月19日、労災保険と民事損害賠償の「調整」をもちこんだ改悪労災法案は審議未了廃案となった。我々はかねてからこの改悪法案に対して①労災裁判権が圧殺される ②労災上積補償の否定に連る ③「調整」の他制度への波及 ④労基法改悪に連る ⑤行政の労災闘争への介入拡大 等の理由で反対を表明し、3月に結成された「労災保険法改悪に反対する全国連絡会議」とともに法案成立阻止のため全力で反対運動を展開してきた。当初反対運動へのたち上りが鈍かった労働組合、革新政党も、我々の不退転の「廃案化への決意」の中で4月に入ってその活動は強まり、4月末の段階には今国会成立阻止の展望が開けるまでに闘いは前進したのである。

我々はこの闘いを通じて、労災被災者はいうに及ばず、公害・薬害・医療被害等の被災者がともに団結し

て闘うことの重要性和その力、社会的影響力の大きさを身をもって感じてきた。そしてこれは我々の大きな財産である。

改悪法案が廃案となった基本的な要因が反対運動であることは議論の余地がないことであるが、労働省の反対運動に対する過少評価と楽観論また、浜田問題、内閣不信任等国会審議の動揺などそれ以外の要因が働いたことも事実である。従って、労働省―政府はまだ改悪法案の成立を断念したわけではなく、法案再上程は十分に考えられる。我々は労働者・被災者を苦しめるだけである「調整」条項の国会再上程が今後ないことを期待するが、政府―労働省が我々の声を無視してゴリ押しして法改悪を行なおうとするのであれば、我々はもっと広範な人々とともに再びたち上って闘うであろう。改悪労災法案の国会再上程を阻止し、完全に葬り去るために共に奮闘しよう！

一九八〇年 六月七日

労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議

パンフレット

反撃への地歩を！
 労基法改悪阻止、
 労災保険法改正闘争勝利のために
 被災労働者全国協
 円二百 千四百十

原発内労働被ばく
知者被ばく

原発内労働被ばく
 損害賠償請求事件
 (原告最終準備書面) 円1000
 円160
 下請労働者被ばくと原電
 の証拠隠滅工作の実体
 岩佐訴訟弁護団

岩佐労災闘争
 資料集
 円500
 円300

安全センター
で取り扱い中



本年度より、大阪労働金庫より産業医指定をうけ、四月より定期健康診断に取組みました。

健診内容として、基礎検査では、胸部直接撮影、検尿、身体測定等の他、血液検査も組合せ、肝・ジン障害、糖尿、高脂質等のスクリーニングが可能な内容となり、問診、診察

では、頰肩腕障害についての全員健診も含めて実施しました。本年度より、レントゲン直接撮影を、出張して職場現地で実施できる体制ができたため、諸検査は全て現場で実施しました。

直接撮影の現場実施は、他職場の検診でも新たな方法として大いに活用できそうです。

労金の府下諸支店の中で、本部、本店、梅田、福島、大正、天王寺各支店と、事務センターで約三〇〇名の大規模な健診ですが、労金保健衛生委員会の万全のとりくみ、協力で検査、診察、精検と終了し、報告段階に入っています。

健診部 だより

結果判断では、頰肩腕障害について、担当した医師団で検討を重ね、診断基準の確立を図るとともに、これまで労金で行われていた特殊健診、筋疲労調査や、保健衛生委員会や労組の合理化対策委員会での対策との連関、これまで病者の治療にあたってきた診療所のとりのくみとの連関をあわせて健康管理（対応措置）の新たな基準の確立を図りました。

今後は健診結果に基づき、定期的な職場訪問を軸にして、生活、食事、運動等の指導と、通年の経過管理を前述の頰肩腕体操を中心に、行っていく予定です。

健診部では、労金の健診、健康管理を一つのモデルケースとして「職場保健」の内容を確立していく努力を重ねていきたいと考えています。なお引続き、全港湾の桜井分会、生コン分会、協鉄分会、大正内港の各分会や、地域合同労組キンダーハイム分会等の健診にとりくんでいます。

労災保険法関係 国会議事録

B4版 80p
千共500円

一九八〇年 衆議院本会議第一日
社会労務委員会 質疑
目 一頁二頁

改悪労災法に関する国会質疑
疑応答を全て掲載

関西労災取業病 臨時増刊号

— 展望をよめる —

不況—労働者大量切り捨て時代の中で労災取業病斗争を如何に、労働運動強化の武器となしうるか

残部あり!

一部百円
千百四十円

センターまで

夏季一時金カンパへの御協力のお願へ

関西労働者安全センターにとって八〇年のスタートは、労災裁判権のはく奪をねらう労災保険法改悪反対闘争一色に塗りつぶされた感があります。しかし多くの労働組合や被災者団体のたち上りによって、去る五月十九日、改悪法案はついに「審議未了廃案」となり、闘いは勝利のうち第一段階を終えました。七二年の労働安全衛生法制定以来、政府・労働省の連続的な法改悪攻撃に対してようやく一矢をむくいることができたと思います。我々はこの大きな成果を少しでも多くの人々と共有し、資本・政府の激的な攻撃が予想される八〇年代の運動を進めていく原動力にしていきたいと思えます。

安全センターは設立以来既に七年が経過し、運動の範囲も飛躍的に拡大してきています。しかし、組織体制の不十分さなどにより、財政的基盤は未だにせい弱な状態にあります。選挙闘争等て出費の重なる時期ではありますが、夏期カンパへの御協力をお願いする次第です。また、会費・機関誌購読料が未納となっている場合には、できるだけ早期に納入されるよう併せてお願いします。

一九八〇年六月一八日

関西労働者安全センター

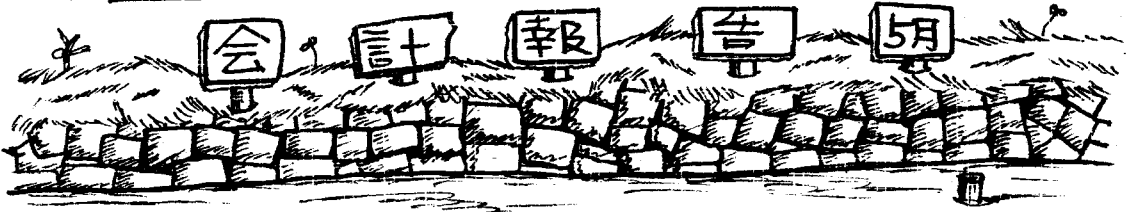


関西労働者安全センターの機関誌はこの6月号で通巻七四号となりました。一人でも多くの人に読んで頂くとうと、その購読料はできる限り低くし、七六年3月号(二十二号)より四年間一部六〇円、年間購読料一五〇〇円(カンパ込)という水準を維持してきましたが、昨年より全文タイプ化し、そして紙代をはじめ印刷代の大幅値上げなどでどうしても値上げせざるをえない状況となりました。大変申しわけありませんが、今月6月号(七四号)より一部一〇〇円、年間二〇〇〇円(カンパ込)の新料金とさせていただきますことになりま

新料金表

| 部数 | 料金・年額 | 部数 | 料金・月額 |
|----|-------|-----------------|-------|
| 一部 | 二〇〇〇円 | 五部 | 五〇〇円 |
| 二部 | 三〇〇〇円 | 六部 | 六〇〇円 |
| 三部 | 四〇〇〇円 | 以上一部増えるごとに一〇〇円増 | |
| 四部 | 五〇〇〇円 | | |

※購読料は一部四部までは年間料金、五部以上は月額料金とします。



| | | | |
|------|------------|-----|-------------|
| 収 入 | | 支 出 | |
| 会 費 | 283,200 | 事務費 | 64,848・・・① |
| 機関誌 | 55,650 | 活動費 | 144,627・・・② |
| カンパ | 116,000 | 機関誌 | 65,890・・・③ |
| パンフ | 50,000・・・① | 印刷代 | 34,600・・・④ |
| 資料代等 | 5,848 | 送 料 | 18,280 |
| その他 | 41,692・・・② | 資料代 | 11,160 |
| 計 | 552,390 | 人件費 | 190,000 |
| | | 計 | 529,405 |

- ①全国連パンフ立替分もどし
- ②南大阪事務所閉鎖に供う残金

5月分収支 +22,985
6月へのくりこし 903,960

- ①5月家賃, 共益, 水道 4月ガス 5月新聞等
- ②社保3月 東京出張二回 常任定期代 比花センター4, 5月分担金等
- ③3月号印刷代
- ④ステッカー, 全国協立替分を含む

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

6月号(通巻74号)

昭和55年6月20日発行

(毎月一回20日発行)

- 表紙写真
会社更生法下で再建闘争を
闘う、全金山合製作所支部（大阪府堺市）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28